

## フォーラム

# 遺族に時効はない！

～ 歩道橋事故・神戸地検の不起訴処分を問う～

主催：明石歩道橋犠牲者の会

2001（平成13）年7月21日、明石市民夏まつりの花火大会が行われた日、JR朝霧駅から会場の大蔵海岸に向かう朝霧歩道橋で群衆なだれが発生し、死者11名、負傷者247名が生じるという大惨事が起きました。この市民夏まつりでは、主催者と並んで明石警察署は事前の計画段階から警備計画に従事し、当日も機動隊員を動員して雑踏警備にあたっていました。明石警察署長はその最高責任者であるだけでなく、警備計画策定過程において自ら指示して雑踏警備班を半減させました。さらにまつり当日は明石署においてテレビモニターや警察無線によって歩道橋内の混雑状況を把握できたにもかかわらず、混雑を解消させるための措置を何一つとりませんでした。すでに警察の現場責任者の地域官が起訴されていますが、署長の責任はこの地域官以上に重いのは明らかです。私たちはそのように考えて、署長の責任が明らかにされることを求めてきました。

これまで検察審査会は2度にわたって「起訴相当」の議決を出しましたが、検察庁は6月22日3度目の不起訴処分を出しました。すでに国会で成立している検察審査会法では2回起訴相当の議決ができれば自動的に起訴されます。無作為に選ばれた11人の市民から構成される検察審査会の重い結論を無視するのは、民意を司法手続きに反映させるという司法改革の流れに逆行するものです。

署長の刑事責任は今年の7月20日の午後12時で時効を迎えますが、愛する家族を突然の事故で失った遺族に時効はありません。今回のフォーラムでいかに検察の不起訴処分がおかしいのか検証したいと思います。多数の参加をお願いいたします。

日時 7月20日午後7時～午後9時

場所 明石市生涯学習センター学習室2号室(アスパア明石8階)

参加無料

お問い合わせ 佐藤健宗法律事務所（電話 078-918-4188）